

平成27年度

第1回小牧市国民健康保険運営協議会

議 事 録

平成27年11月26日（木） 午後2時から

小牧市役所東庁舎4階 本会議用控室

平成27年度第1回小牧市国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日時 平成27年11月26日（木） 午後2時から
- 2 場所 小牧市役所東庁舎4階 本会議用控室
- 3 出席者
〔被保険者代表〕
松屋亜州男委員、西尾厚委員、栗山暢子委員、林好子委員

〔保険医等代表〕
菱田直基委員、吉田雄一委員、酒井義仁委員、船橋きみえ委員

〔公益代表〕
高木健委員、早稲田幸男委員、平林克之委員、高井保宏委員

〔市側、事務局職員〕
舟橋健康福祉部長、山田健康福祉部次長
保険年金課 伊藤課長、水野課長補佐、杉本係長、早川主事
- 4 欠席者 なし
- 5 署名委員 西尾厚委員、吉田雄一委員
- 6 議事 〔議事録〕
〔開会 14時00分〕

司会 それでは、ただ今より、小牧市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

なお、当協議会の傍聴の申し出は、ございませんでしたので、報告させていただきます。

それでは、次第に従いまして、始めさせていただきます。

まず始めに、舟橋健康福祉部長から、あいさつを申し上げます。

舟橋部長 みなさんこんにちは。大変お忙しいところ、今年第1回目の国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

また、日頃は本市の各事務事業に関しまして、ご理解とご協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

今日は、皆様の定期の改選が行われまして、初めての運営協議会ということになります。皆さん方には、委員の職をお引き受けいただいたこと、改めて御礼申し上げます。今後とも国民健康保険に関する事項につきまして、ご意見をいただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

この国民健康保険の現在の状況でございますが、皆様方ご存知だと思います。国民健康保険の場合は、被用者保険と比べまして年齢構成、そして医療費水準ともに高くなっております。また一方で、所得水準も低い状況にありまして、全国の自治体が、その財政運営に大変苦慮している状況にあるということでもあります。小牧市におきましても財源不足、実質的な赤字補填でございますが、一般会計から繰出金という形でいただいております。小牧におきましても非常に財政状況の厳しい国保財政の運営になっておるといのものでございますが、やはり市民生活のことを考えますと、保険税の値上げというのも簡単にできるものでございませぬので、財政事情許すかぎり、そういった繰出金をいただくというようなことも現在、努めておるところであります。

このような状況の中なんです、実は今年5月に国民健康保険法の一部を改正する法律が公布されまして、実は大変大きな事なんです

が、国民健康保険事業始まって以来の大改革だと言われております。

今までは各市町村が保険者としてやっておりましたので、小牧市の国民健康保険は小牧市が保険者としてやっておりました。これが、平成30年度以降は、都道府県が市町村の運営に加わるということになりました。簡単に言うと、国保事業の運営に県が具体的に入ってきていただけるということ、いわゆる、広域化の一つと同じでございますが、そういう改革がなされることになりました。また、今日の議題の中で、この事につきまして詳しくお話をさせていただきたいと思えます。

本日の運営協議会は、会長、副会長の選出をお願いしました後に、平成26年度、昨年度の小牧市の国民健康保険事業の状況をご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今後とも、国保事業の健全運営のために、皆様方には多岐にわたります格別のご助言・ご指導を賜りますことをお願いしまして、あいさつとさせていただきたいと思えます。よろしく願い申し上げます。

司会 続きます、委員の皆様方から自己紹介をいただきたいと思えます。継続でお願いをいたします委員の方もおみえですが、新たにご就任いただきました方もおみえですので、全員の方に簡単で結構ですので、自己紹介をお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしてあります名簿の順に、被保険者代表の松屋様からよろしく願いいたします。

各委員 (自己紹介)

司会 ありがとうございます。
次に、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

事務局 (自己紹介)

司会 それでは、当協議会の会長、副会長の選任に移りたいと思います。会長及び副会長の選任は、国民健康保険法施行令第5条第1項及び第2項の規定により会長1名、副会長1名を公益代表の委員の方から選出することになっております。選出方法につきましては、従来は推薦をお願いしておりましたが、今回も推薦ということで、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

司会 ありがとうございます。ご異議なしとのことですので、推薦により会長を選出させていただきたいと思います。どなたか、ご推薦をお願いできますでしょうか。

高木委員 公益代表の高木でございます。従来から会長には、尾張中央農協の代表の方に、そして、副会長には、小牧商工会議所の代表の方をお願いしております。従いまして、会長には早稲田委員を、副会長には平林委員をお願いしてはいかがでしょうか。

司会 ただいま、会長には尾張中央農協代表の早稲田委員に、副会長には小牧商工会議所代表の平林委員をお願いしてはどうかという、ご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

司会 ご異議なしということですので、会長には尾張中央農協代表の早稲田幸男委員、副会長には小牧商工会議所代表の平林克之委員をお願いいたします。

ここで早稲田委員、平林委員には、会長席、副会長席の方にご移動をお願いいたします。

司会 それでは、ここで新しく就任されました、お2人を代表して早稲田会長からごあいさつをいただきたいと思います。早稲田会長よろしくお願いいたします。

会長 ただいま、皆様方のご推薦によりまして、引き続き会長という大役をおおせつかることとなりました、早稲田と申します。よろしくお願いいたします。会長就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

国民健康保険制度におきましては、高齢者や低所得者が多いといった構造的な問題を抱えておりますが、小牧市におきましても同じような構造であるということで、大変厳しい財政運営が続いております。

先ほど舟橋部長からお話のありましたように、平成30年度以降においては愛知県が小牧市とともに国保の運営を担うことが決定いたしております。今後、制度の改正に関連しましては、運営協議会の役割は一層、重要なものとなって参ると認識しておりますので、このような状況の下、国民健康保険の健全な運営のため、職務の遂行に努力をさせていただきますようお願いいたします。皆様方のご指導、お力添えをいただきまして、一生懸命務めさせていただきますようお願いいたしますので、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます、よろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に移らせていただきたいと思いますが、議事の進行につきましては、小牧市国民健康保険運営協議会規則第3条の定めによりまして、会長にお願いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長 それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に事務局から本日の委員の出席者数の報告をお願いします。

杉本係長 ただいまの出席委員は12名であります。

会長 過半数の委員の方のご出席をいただいておりますので、本日の協議会は成立いたしております。次に、本日の議事録の署名者を指名させていただきます。西尾委員様、吉田委員様をご指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会長 それでは、議事に入ります。

3 議題（1）の「国民健康保険の現況について」を議題とさせていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

伊藤課長 それでは、国民健康保険の現況についてご説明させていただきます。お手元の資料1をご覧ください。

年度平均被保険者数等の実績及び推計であります。まず、加入世帯数であります。平成26年度の加入世帯数は2万2,331世帯、対前年度比△0.90%、202世帯の減となりました。被保険者数は、平成26年度は3万9,011人、対前年度比△2.55%、1,020人の減となりました。高齢化に伴う後期高齢者医療制度への移行や景気回復に伴う被用者保険への移行などの影響により、平成27年度以降も、加入世帯数、被保険者数ともに減少傾向が続くものと考えております。なお、被保険者数の内訳であります。被保険者数3万9,011人のうち、一般被保険者数が3万7,679人、割合にいたしまして、96.59%、退職被保険者数が1,332人、割合にいたしまして、3.41%となっております。退職者医療制度であります。この制度は平成26年度末に経過措置が終了となっております。平成27年度以降に新たに退職者医療制度の対象となる方はみえませんが、今現在、退職被保険者の方は65歳になるまでの間、退職者医療制度の対象となります。その関係で平成27年度以降、退職被保険者数は段階的に減少していきます。40歳以上65歳未満の方が対象となる介護分の平成26年度の被保険者数は1万2,290人、対前年度比△6.39%、839人の減となりました。

続きまして、資料2をご覧ください。国保財政状況でございます。

平成26年度の決算となりますが、歳入総額142億4,282万4千円、歳

出総額141億4,890万4千円、収支差引が9,392万円となりました。なお、財源不足を補うためのその他一般会計繰入金等を差し引いた実質的な収支につきましては、△7億7,840万4千円となりました。前年度の△8億4,037万1千円と比較しますと財源不足が6,196万7千円減少しております。

歳入につきまして、国民健康保険税が1.71%減の33億9,466万9千円、前期高齢者交付金が3.78%減の38億635万5千円となったものの、共同事業交付金が7.21%増の12億9,300万9千円となったこと等により歳入全体では0.24%増、昨年度とほぼ同額の142億4,282万4千円となりました。また、一般会計からの繰入金の状況であります。平成25年度の13億9,963万7千円から平成26年度は15億1,186万円と1億1,222万3千円の増額となりました。国保財政の財源不足を補う、その他一般会計繰入金につきましては平成25年度の8億5千万円から平成26年度は7億9,500万円となり、5,500万円の減額となりましたが、依然、高い水準にあり、健全な財政運営状況ではないとの認識をしております。

歳出につきましては、保険給付費が0.57%減の94億6,773万3千円となったものの、共同事業拠出金で7.04%増の13億7,805万6千円となったことなどにより、歳出全体では0.12%増の、昨年度とほぼ同額の141億4,890万4千円となりました。

続きまして、資料3をお願いいたします。資料3 保険税の収納状況でございます。

歳入の根幹をなす保険税の収納状況であります。平成26年度現年度分であります。調定額34億3,233万7千円に対し、収納額30億9,789万5千円となりました。滞納繰越分については、調定額14億8,745万5千円に対し、収納額2億9,416万1千円となりました。

収納率向上のため、電話による納付勧奨や口座振替の推進キャンペーン等の実施、多重債務相談や納税相談の実施等の取組みにより、現年度収納率は、平成23年度89.30%、平成24年度89.62%、平成25年度89.89%、そして平成26年度90.26%と少しずつ向上してきております。

しかしながら、平成26年度の90.26%は高い収納率とはいえません

ので、今後も収納率の向上に向けて地道な努力をしていきたいと考えております。

続きまして、資料4をご覧ください。資料4 税率の推移であります。

課税限度額につきましては、地方税法施行令の上限額にあわせ見直しを実施しておりますが、税率については、平成20年度から同じ税率となっております。

冒頭の部長のあいさつでもありましたが、平成30年度以降は都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととなります。その時の国民健康保険税の考え方については、後ほど説明をさせていただきます。

続きまして、資料5をご覧ください。資料5 保険給付費の状況でございます。

2 保険給付費の内訳及び推移の下段の方になりますが、平成26年度の保険給付費計は94億6,773万3千円で対前年度比0.57%減となっております。保険給付費の内、一般被保険者療養給付費が78億8,567万1千円で保険給付費全体の約83%を占めております。一般被保険者療養給付費であります。医療の高度化などによりまして、一人当たり支払額は対前年度比1.41%増となっておりますが、被保険者数の減少に伴いまして、総額といたしましては対前年度比0.30%の減となりました。

このような状況の中、保険給付費の適正化に向け、引き続き、特定健康診査・特定保健指導、後発医薬品の利用促進、医療費通知の送付などの対策を実施してまいります。

また、平成27年度は生活習慣病の発症と重症化を予防するために、「特定健診の結果が異常値であったにもかかわらず医療機関に未受診者の方に対する受診勧奨」を予定しております。

続きまして、資料6をご覧ください。資料6 特定健康診査等の受診率の状況でございます。平成26年度の特定健康診査の受診率ですが、前年度より0.9ポイント上昇し、43.3%となりました。平成26年度の国・県における平均値は公表前でございますが、平成25年度までの小牧市の受診率は国・県の平均値を上回っております。平成26年

度の特定保健指導の受診率ですが、前年度より6.0ポイント減少し、12.2%となりました。特定保健指導の受診率をあげるため、平成27年度は保健指導対象者に対して、電話による保健指導の受診勧奨を始めたところでございます。

続きまして、資料7をご覧ください。

平成30年度以降の国保の運営のあり方を簡単にご説明させていただきます。平成30年度以降は都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととなります。

県の主な役割といたしましては大きく2点ございます。1点目といたしまして、財政運営の責任主体となり、制度の安定化に努めることでございます。2点目としまして、県内の国保運営の方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進することでございます。そのことによりまして、県は市町村ごとの国保事業費納付金を決定し、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表することとなります。市の事務といたしましては、被保険者の資格管理、保険税の徴収、給付の管理、保健事業の実施などを引き続き担うこととなります。

資料8をお願いいたします。

平成30年度以降の保険税の賦課、徴収の仕組みでございますが、まず、県は医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮し、市町村ごとの納付金を決定します。それに基づきまして、県は各市町村が納付金を納めるために必要な標準保険料率を示します。市は標準保険料率を参考に、実際の算定方式や保険税率を決定し、賦課・徴収を行います。その後、徴収した保険税等を財源として県に納付金を支払うこととなります。

県から示されるであろう標準保険料率と現在の小牧市の保険税率とでは、差が出るのが推定されます。平成26年度に県が保険料率の試算を行いましたが、この試算は、単純に県内市町村の保険料の算定額の和を、分配して算出したものであって、平成30年度以降の標準保険料率の参考とはならないものでございましたので、標準保険料率と現在の保険税率との差がどのくらいになるのか、現時点で

は見当がつかない状況でございます。国においても、市町村によっては現行より負担が大幅に増える懸念があるため、保険料水準が急変しないように、平準化を進めていく必要があるとしております。小牧市においても正式に標準保険料率が公表されてから、保険料水準が急変しないように、標準保険料率に近づけていくなど、賦課方式を含め、保険税率の見直しをしていく考えでございます。以上で、国民健康保険の現況についての説明を終わらせていただきます。

会長 　　ただいま事務局の方から国民健康保険の現況について、それから改革後の平成30年度以降の運営のあり方について、ご説明があったわけでございますけど、皆様方からのご質問、ご意見等をいただきたいと思っております。ご質問、ご意見等はございませんか。

(なし)

会長 　　ご質問も無いようでございますので、それでは、議題（２）の「小牧市国民健康保険運営協議会傍聴要領の改正」を議題とさせていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

伊藤課長 　　それでは、運営協議会の傍聴要領の改正について、説明をさせていただきます。お手元の新旧対照表をお願いいたします。

傍聴要領の第2条 審議会を傍聴する場合の手続きについてでございますが、現在、「傍聴者の受付は、会議の開催予定時刻の30分前までに国保年金課事務室にて先着順で行うものとする。」となっておりますが、これを「傍聴者の受付は、会議の開催予定時刻までに会議を開催する場所にて先着順で行うものとする。」と改めるものでございます。こちらにつきましては、実情に合わせて規定の整備をさせていただくものでございます。また、「傍聴者は、会議の開催予定時刻までに会議室に入室しなければならない。」とありますものを「傍聴者は、会議の開催予定時刻までに会議を開催する場所に入室しなければならない」と改めるものでございます。こちらは「会議室」を「会議を開催する場所」と字句の整理を行うものでご

ございます。簡単ではありますが、これで傍聴要領の改正についての説明を終わらせていただきます。

会長 　　ただいま事務局の方から「小牧市国民健康保険運営協議会傍聴要領の改正」について、ご説明をさせていただきました。

委員の皆様方、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言の方、よろしく願いいたします。

(なし)

会長 　　ご意見も無いようですので、議題の(2)「小牧市国民健康保険運営協議会傍聴要領の改正」について原案通り改正させていただきます。それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会長 　　異議なしというお言葉を頂戴いたしましたので、原案通り改正することさせていただきます。

会長 　　委員の皆様方におかれましては、他に何かご意見とか、ご要望等ございましたらご発言の方、よろしく願いいたします。

林委員 　　直接、関係無いのですが、マイナンバー制度が開始されて、私の所にも申請書等が送られてきたのですが、福祉や介護の手続きにもこれが使われるという事をチラシで見たのですが、特に国民健康保険や介護保険にはどのような関わり方でとか、私たちはどのような手続きをすれば良いのか、もし分かっていたら教えていただきたいのですが。

会長

事務局の方、ご説明をよろしく願いいたします。

伊藤課長

平成28年1月以降の国保等の手続きにおいて、申請書とか届出書とかにマイナンバーの記入をしていただく事が出てまいります。ただし、その場合、ご本人が覚えていないとか、手元にカードが無いという時については、市の方で補記して良いという事になっておりますので、自分の番号をご存知の方、手元にカードを持ってみえる方は、その時に書いていただく事になりますし、無い場合については、同意を得て、市の方で補記させていただくという形になります。従いまして、加入者の方に大きなご負担を求めるような事は無いと考えております。

林委員

ありがとうございます。まだ漠然としか分からないものですから、もし、分かっていたら、どこら辺までの情報があるのかなと思ってお聞きしました。ありがとうございました。

会長

他に何かご意見、お伺いしたい事がございましたら、ご発言の方、よろしく願いいたします。

会長

特に無いようでございますので、その他として事務局の方から報告、連絡事項等ございましたら、よろしく願いいたします。

杉本係長

冒頭、部長の挨拶の中でも申し上げましたが、今後、国民健康保険の制度の改正等について、この協議会に諮ることがあると思います。その際には、日程調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、本日はご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。議事録につきましては、事務局で作成しだい、署名をいただきにお伺いさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長

それでは、これもちまして、本日の協議会を終了させていただきたいと思えます。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、ご出席を賜りまして、大変ありがとうございました。

〔閉会 14時30分〕

上記のとおり、平成27年11月26日（木）開催の国民健康保険運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席委員2名が署名する。

平成 28 年 1 月 5 日

会 長 早稲田 幸男

署名委員 西尾 厚

署名委員 吉田 雄一